

三島市長
様

消費者問題ネットワークしずおか
代表 色川 卓男

消費者行政の充実に関する要望書

平成 21 年度から様々な施策において、交付金を活用してきたことと思います。しかし、交付金も来年度で終了します。その後は、各自治体の自己財源で消費者行政に取り組まなければなりません。交付金がない状況の中でも、消費者行政を衰退させることなく、消費者行政の推進に取り組んで頂くことを要望いたします。

また、消費者行政をより推進させるには、各地域で消費者行政の現状を把握し、客観的に見直す必要があると考えます。そこで、三島市の消費者行政の充実に向けて、以下の点をご参考にしていただけたら幸いです。

1. 相談員の増員を要望いたします。

平成 22 年度のデータですと、三島市の 1 日あたりの相談員数が 1.6 人になっております。しかし、相談員の中に有資格者はいないと伺っております。人口レベルで類似した島田市では専任相談員が常時 2 人はいる状況です。市が他の地域と同様に等しく、一定レベルの消費生活相談を受けられるよう、相談員の増員にご尽力いただきたいと思います。

2. 消費生活講座の充実を要望いたします。

平成 22 年度のデータですと、三島市では講座を 12 回行っていると伺えます。平成 12 年度には 5 回の開催であったため、増加しています。しかし、人口規模レベルの類似した島田市では、講座を 22 回行っております。講座の開催を増やすことは、多くの市民に消費者問題に関心を持ってもらえるだけでなく、消費生活センターの認知度を上げることにもつながると考えられます。そのため、今後も講座の開催数を増やしていただきたく存じます。

また、消費者問題に対応できる担い手を育成するためには、講座の内容も充実させる必要があると考えます。テーマや対象者を変え、消費者の消費者問題に対する視野を広くさせるような講座の開催をお願い申し上げます。

3. 消費者団体の育成を要望いたします。

三島市には消費者団体があると伺っておりますが、さらに次世代の団体の担い手の育成に力を注いでいただきますよう要望いたします。それに向けた具体的施策として、リーダー養成講座の開設や消費者団体向けの会議室あるいは活動場所の提供などをご検討いただきたく存じます。

そもそも行政が消費者団体の育成を担う理由は、消費者基本法にその根拠があります。消費者基本法第 26 条において、消費者団体の自主的な活動の促進が定められております。消費者保護基本法には類似した条文があるように、国の消費者行政体制が確立した当時から、消費者団体の育成は、消費者の自立支援の一つであり、行政の責務であるといえます。これを理解した上で、消費者団体の育成に取り組んでいただけたら幸いです。